

令和3年度『新事業創出助成』 募集要項

一般財団法人北陸産業活性化センター

一般財団法人北陸産業活性化センターは、北陸地域における産業の高度化及び新産業の創出等に資するため、企業や大学等が実施する3年以内の実用化・事業化を目指す申請に対して『新事業創出助成』を行う。

1. 募集対象者

- ① 北陸三県内に本社機能または生産拠点を有する企業
- ② 北陸三県内の大学、短期大学、高等専門学校

2. 助成の対象

3年以内の実用化・事業化を目指す申請とする。ここで、実用化・事業化とは製品化、サービスリリース等を意味する。

3. 助成対象となる費目

設備費（機械装置、備品、構築物費）、原材料費、実験用消耗品費、その他の新事業創出に直接必要な経費で、助成期間内に発生したものに限るものとする。ただし、人件費及びこれに類する経費を除く。

4. 助成金の額

1件当たり 300万円以内

5. 採択予定件数

2件以内

6. 助成期間

助成契約の締結日から2年以内

7. 申請の方法

事務局宛に、申請書を一式原則メールで提出

8. 申請の付帯条件

- (1) 国、地方自治体、独立行政法人等、他の機関から同様の内容で既に助成を受けているものや将来受けることが決定しているものは申請できない。
- (2) 申請後、同様の内容で他の機関の採択を受けた場合は、採択を取り下げなければならない。
- (3) 申請者は、本財団の賛助会員とする。ただし、助成契約時の新規入会を可能とする。

9. 募集期間

令和3年 4月9日（金）から令和3年5月14日（金）までとする。

1 0. 選定方法および選定結果通知

(1) 当財団に定める選定基準に基づいて審査を行い、採否を決定する。

なお、必要に応じてヒアリング等を実施する。

(選定基準)

1. 独自性の高い技術に立脚した優位性のある新事業を目指した申請であること
2. 実用化・事業化を目指す新事業や新製品が、その利用者に直接的な利益をもたらす、さらに北陸地域産業の変革を促し、高い経済刺激効果が期待されること
3. 助成期間終了時点での目標が、開始から3年以内の実用化・事業化と整合性を持っていること
4. 3の目標達成までの課題が的確に把握されており、事業の実施内容、スケジュール、実施体制等が具体的に計画されていること

(2) 採否の結果は、令和3年6月中旬頃までに申請者に通知する。

1 1. 助成契約の締結

交付決定を通知された申請者は、当財団と助成契約を締結する。

1 2. 助成金の支払い

当財団は、事業の進捗状況に応じて提出された請求書に基づき、助成金を支払う。

1 3. 成果の報告

助成契約締結後、事業開始から1年後および1年半後の2回の「中間報告書」、助成期間終了後の「終了報告書」、および助成期間終了後3年間にわたる「実用化・事業化状況報告書」を提出する。

また、当財団が主催または後援するセミナーや当財団が出展する展示会等での成果の報告、発表に際し、原則として協力するものとする。

【お問い合わせ先】

〒920-0981 石川県金沢市片町2丁目2番15号
一般財団法人北陸産業活性化センター
『新事業創出助成』事務局 まで
MAIL : shinsei@hiac.or.jp